

令和元年 第10回八頭町議会臨時会 提案理由

議案第108号

八頭町職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院は、本年8月7日、官民給与の較差、平均387円(0.09%)を解消するため、俸給表の水準を引上げ、また、期末・勤勉手当を0.05月分引上げ、年間4.50月とするなどの勧告を国会及び内閣に行いました。

去る10月11日、給与法の改正を閣議決定し、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が、国会において11月15日に成立しましたので、この度、人事院勧告を尊重し、条例の改正を行おうとするものです。

勧告の主なものを申し上げますと、給料表の改定率は、平均0.1パーセントで、民間との格差が大きい若年層に重点をおいて改定し、期末・勤勉手当の支給月数につきましては、勤勉手当の月数を1.90月とし、期末手当の2.6月分を合わせて、年間4.50月となります。

給料表につきましては、本年4月1日に遡及して改定を行い、勤勉手当は、6月期に0.925月分を支給済ですので、引上げ分の0.05月分について、12月期分を0.925月から0.975月に引上げ調整するものです。

なお、令和2年4月1日からの施行として、期末手当につきましては、6月期と12月期へ均等に配分し、いずれも1.3月に、勤勉手当につきましても、引上げ分の0.05月分も含め、6月期と12月期へ均等に配分し、それぞれ0.95月となります。

議案第109号

八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

人事院勧告の主な内容につきましては、議案第108号で申し上げたとおりですが、議会の議員につきましても一般職に準じまして、期末手当の支給月数を0.05月分引上げ、年間3.40月としようとするものです。

今回、本年8月の勧告を受け、去る10月11日、改定の閣議決定をし、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が11月15日、国会で成立しましたので、八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行い、国と同じ支給月数にしようとするものです。

具体的には、6月期支給分1.675月、12月期支給分1.725月を合せて3.40月となります。

今年度は6月期に1.675月分を支給済ですので、引上げ分の0.05月分について、12月期を1.675月から1.725月に引上げ調整するものです。また、来年度につきましては、令和2年4月1日からの施行として、6月期と12月期へ均等に配分し、それぞれ1.70月となります。

議案第110号

八頭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職につきましても、先ほど提案いたしました議案第109号と同様の内容でございます。

議案第111号

令和元年度八頭町一般会計補正予算（第6号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。

補正の内容は、人事院勧告に伴います職員給与等、660万円余と、国民健康保険特別会計繰出金20万円、介護保険特別会計繰出金18万円を追加するものです。

予備費、698万円余を減額し、調整しております。

議案第112号

令和元年度八頭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、20万円を追加しようとするものです。

歳入は、一般会計からの繰入金、20万円、歳出では、人事院勧告に伴います職員給与等、20万円の増額をするものです。

議案第113号

令和元年度八頭町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。

補正の内容は、人事院勧告に伴います職員給与等、10万円を増額するものです。

予備費、10万円を減額し、調整をしております。

議案第114号

令和元年度八頭町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。

補正の内容は、人事院勧告に伴います職員給与等、5万円を増額するものです。

予備費、5万円を減額し、調整をしております。

議案第115号

令和元年度八頭町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。

補正の内容は、人事院勧告に伴います職員給与等、9万円を増額するものです。

予備費、9万円を減額し、調整をしております。

議案第116号

令和元年度八頭町介護保険特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、18万円を追加しようとするものです。

歳入は、一般会計からの繰入金、18万円、歳出では、人事院勧告に伴います職員給与等、18万円の増額をするものです。